

鳥取県告示第 836 号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 32 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の放置自動車を廃物として認定するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 21 日

鳥取県知事 片 山 善 博

放置されていた場所	放置自動車の車名	塗色	その他放置自動車を特定する事項
米子市旗ヶ崎 2002-1 (米子港野積場)	スバル サンバー	グレー	なし